

# 住宅用火災警報器を設置しましょう



幡多西部消防組合 予防係

## ①住宅用火災警報器の設置が義務化されたことをご存知でしょうか？

平成18年6月1日以降に新築された住宅は必ず設置されていると思いますが、すでにお住まいの住宅については、平成23年6月1日までの設置が義務付けられています。

## ②どうして住宅用火災警報器が必要なのでしょう？

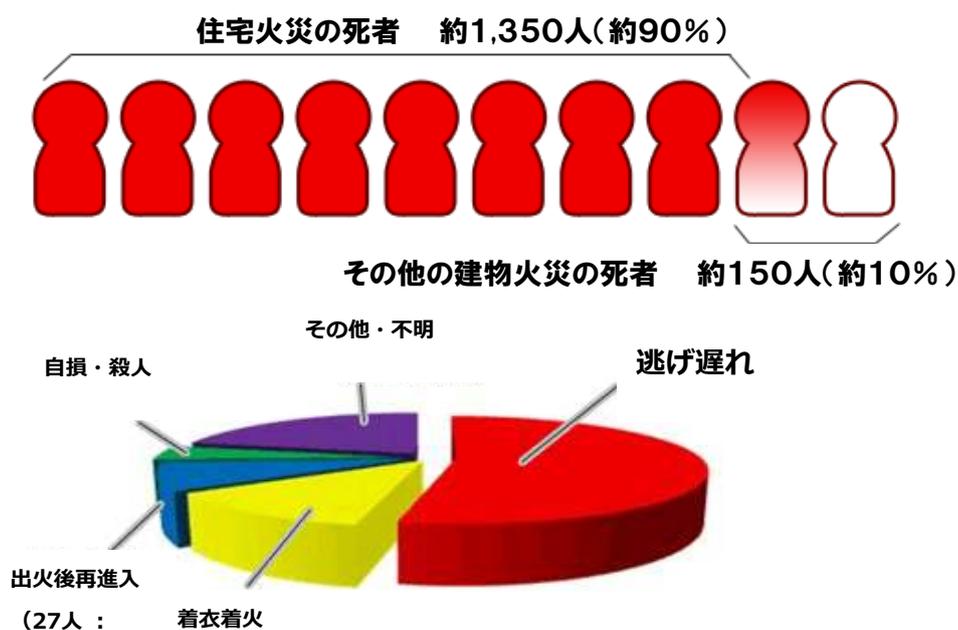
近年、建物火災による死者数が増加しており、そのほとんどが私たちが生活する住宅での火災によるものです。

住宅火災で亡くなった人のうち、その多くが「逃げ遅れ」が理由で命を落としているという事実があります。

また、「逃げ遅れ」が多い理由として夜間の就寝中に発生している例が多いことも原因になっております。

住宅用火災警報器を設置していれば火災の早期発見と、迅速な避難が可能になり、住宅火災による犠牲を少なくすることが期待できるからです。

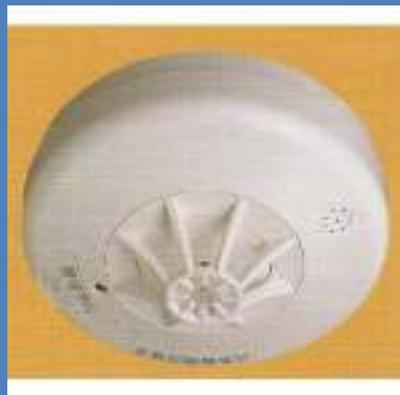
下のグラフは全国における近年の建物火災による統計です



### ③住宅用火災警報器とはどのようなものでしょうか？



煙感知式



熱感知式

住宅用火災警報器には上の二種類があり、煙を感知して警報を鳴らすものと、熱を感知して警報を鳴らすものがあります。

宿毛市では寝室(二階に寝室がある場合は寝室と階段の天井部分)に設置義務があり、設置する警報器は煙感知式のものをつけることとなっています。

#### ※取り付け例

##### 2階建てで2階に寝室・居室がある場合



 各寝室

 寝室の存する階の階段

##### 2階建てで1階に寝室・居室がある場合



 各寝室

また、任意で台所に設置する場合には、熱感知式を取り付けるようにしてください。  
※台所に煙感知式を設置すると秋刀魚が焼けなくなるかも・・・。(煙を火災と誤認する)

住宅用火災警報器の電源は電池式のもの、専門業者が配線工事をして電源を取るものの二種類があり、すでにお住まいの住宅の場合には電池式のものを取り付ければ良いと思います。電池式といっても警報器の種類によっては10年間電池交換が不要なものもあります。

購入の際には、右のマークのある商品を購入をおすすめします。  
住宅用火災警報器には国で定める基準があります。

※NSマーク: 日本消防検定協会の鑑定に適合したもの



#### ④住宅用火災警報器はどこで購入すれば良いでしょうか？

電池式住宅用火災警報器はホームセンターや家電量販店等で購入できます。

また、新築等の場合には建築業者がすべてやってくれるようになっています。

#### ※悪質業者にご注意ください！！

消防署の名前などを騙り住宅用火災警報器を訪問販売しようとする業者が存在します。「消防署の委託で来ました」「設置が義務なので必ず購入して下さい」等と言って高額な商品売りつけようとする業者です。

消防署や消防団ではそのような訪問販売は行っておりません。

#### ⑤どのように取り付ければ良いでしょうか？

個人で取り付ける場合には、取扱説明書をよく読まれてからの取り付けをおすすめします。

基本的な取り付けの注意事項としては……

- ・天井に取り付ける場合は、壁からは60cm以上離して下さい。
- ・壁に取り付ける場合は、警報器の中心が天井面から15～50cmの範囲に取り付けてください

なお、以下のような場所には取り付けしないで下さい

- ・エアコンの風が直接当たる場所
  - ・換気扇に近い場所
  - ・吊り下げ式の照明器具の真上
  - ・ストーブやガスコンロなど温度が高い器具の上部
  - ・車庫・浴室など火災以外の煙や湯気が発生する場所
- 煙を感知しにくくなる
- 火災と間違えて警報が鳴る恐れがある

※ご不明な点がございましたら、お気軽に消防署までお問い合わせください。



お問い合わせは… 幡多西部消防組合

宿毛消防署 0880-63-3111

大月分署 0880-73-1313

三原分署 0880-46-2629

予防係まで